

教育職員の定義について

○ 「教育職員」の定義

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）

（定義）

第二条 この法律において「教育職員」とは、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第三項において「第一条学校」という。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。

○ Q & A

Q1. 私立学校で「主任教諭」として勤務しています。この場合、教員免許状の更新が必要な「教育職員」に該当しますか？

A. 学校独自の職名である「主任教諭」が教育職員免許法第2条に規定する「教育職員」に該当するかどうかは、当該職を置いている学校又は学校法人等の規則により定められています。勤務先の学校に御確認ください。

Q2. 私立幼稚園で「補助教諭」として勤務しています。この場合、教員免許状の更新が必要な「教育職員」に該当しますか？

A. 幼稚園独自の職名である「補助教諭」が教育職員免許法第2条に規定する「教育職員」に該当するかどうかは、当該職を置いている幼稚園又は学校法人等の規則により定められています。勤務先の幼稚園に御確認ください。